

奈良市公報

号外第25号

(平成27年3月後半
公営企業等)

平成27年12月9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

監 査

- 定期監査の実施結果……………2
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表……………3
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………3

公 営 企 業

- 奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………4
- 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程……………5
- 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………7
- 奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程……………17
- 奈良市企業局組織変更に伴う関係規程の整理に関する規程……………18
- 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示……………19
- 奈良市企業局工事発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示……………19
- 奈良市企業職員研修規程……………19
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………19
- 奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程……………20
- 奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程……………21

消 防

- 消防隊相互の無線連絡が容易に行われる周波数帯の指定……………21
- 奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令……………21

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………22
- 奈良市指定文化財の指定……………23
- 奈良市図書館管理規則の一部を改正する規則……………23
- 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………23
- 大柳生幼稚園の休園……………23
- 奈良市立小学校通学区域についての一部改正……………23
- 奈良市立中学校通学区域についての一部改正……………24
- 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則……………24
- 奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市立認定こども園幼稚園規則を廃止する規則……………25
- 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する

- る条例施行規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則……………26
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則……………26
- 奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則……………27
- 奈良市教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………27
- 奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………28
- 奈良市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則……………28
- 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則……………29
- 奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則……………29
- 奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………29
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………30
- 奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則……………31
- 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を廃止する告示……………31
- 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱を廃止する告示……………32
- 奈良市学校規模適正化検討懇談会開催要綱……………32
- 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱を廃止する告示……………32
- 奈良市教育ビジョン懇話会開催要綱……………32
- 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示……………33
- 奈良市史跡名勝天然記念物保護懇話会開催要綱……………33
- 奈良市近世近代建造物調査アドバイザー会議開催要綱……………34
- 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱を廃止する告示……………34
- 奈良市教育ICT推進懇話会開催要綱……………34
- 奈良市立学校園緊急支援チーム設置要綱……………35
- 奈良市教職員研修推進懇話会開催要綱……………35
- 奈良市特別支援教育連携会議開催要綱……………36
- 奈良市教育相談運営会議開催要綱……………36
- 奈良市特別支援教育検討会議開催要綱……………37
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………37
- 奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則……………38

農 業 委 員 会

- 奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程……………38

議 会

- 広報広聴委員の辞任……………42
- 広報広聴委員会の委員長の当選……………42

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………42

監 査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年3月30日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一
奈監第8号
平成27年3月30日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 土田 敏朗 様

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部

環境事業室 リサイクル推進課 まち美化推進課
土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）
クリーンセンター建設準備課

都市整備部

都市計画室 都市計画課 公園緑地課
まちづくり指導室 開発指導課 建築指導課
景観課

建設部 道路維持課（土木管理センターを含む。）

街路課 河川課 営繕課（耐震・教育施設整備グループを含む。）

会計契約部 指導監察課 会計課

監査委員事務局 監査課

議会事務局 議会総務課

（企業局）

経営部 経営管理課（情報管理室を含む。） 経理課

上水道部 漏水対策課 工務課 浄水課

下水道部 東部上下水道管理課

2 監査期間

平成27年1月14日～同年3月27日

3 監査方法

平成26年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成26年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で

実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

(1) 大型貨物自動車の車両購入について、予定価格の決定者を誤っていた。予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領第3条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

(2) 管理している公用車（業務用車）15台の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者（土地改良清美事務所長が該当）に提出することになっているにもかかわらず、そのうち9台について運転報告書が作成されていなかった。また、別の3台については、独自様式の公用車運転日報が作成されていたが、記載内容に不備があり、公用車管理者への提出も行われていなかった。残りの3台についても、同規則別記第7号様式に定める運転報告書は作成されていたが、記載内容に不備があり、公用車管理者への提出も行われていなかった。公用車を使用したときは、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、翌日までに公用車管理者に提出するよう改められたい。

都市整備部

都市計画課

都市計画図等の地図売払収入について、窓口で現金の収納時に発行している領収書の合計額と、金種表に記載された金額及び調定額が合致していない事例が見られた。また、都市計画課で定めた公金等取扱マニュアルでは、収納した現金は、翌日に調定し、指定金融機関へ払込むことになっているが、1週間分程度をまとめて処理されていた。都市計画課で定めた公金等取扱マニュアルに則り、領収書の合計額と現金を照合した上で、適正に事務処理を行われたい。

開発指導課

開発指導管理システム機器保守点検業務委託契約については、予定価格等を公表する契約に該当せず、予定価格等を公にしない契約であるのに、業者に送付した見積り合わせ通知書に予定価格と最低制限価格を記載し、見積り合わせを実施していた。予定価格等を公表しない契約の場合には、予定価格等につ

いて、嚴重に取扱い、適正な契約事務を行われたい。
景観課

なら歴史まちづくり推進協議会の委員委嘱の市長
決裁は、第3回の開催通知と併せた決裁を受けてい
たが、委員の報償費の額及び任期開始日は記載され
ていなかった。委嘱した委員の報償費の額及び任期
開始日が不明確であるので、決裁文書に明確に記載
して、適正な事務処理を行われたい。

建設部

道路維持課（土木管理センターを含む。）

奈保町地内の舗装道補修工事については、破損し
た路面の補修工事を行った事例であり、奈良市契約
規則第17条の2第1号の予定価格130万円以下の「
工事又は製造の請負」に該当するとして、地方自治
法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随
意契約により契約を締結し、工事請負費として支出
されていた。しかしながら、当該工事の内容は、設
計書等の書類及び担当者の説明からは、通常の維持
管理又は原状を回復するために要したものとどま
ると認められることから、需用費（修繕料）が適切
であり、奈良市契約規則第17条の2第6号の予定価
格50万円以下の「前各号に掲げるもの以外のもの」
に該当すると考えられるので、契約方法を検討され
たい。

なお、当該工事については、随意契約により契約
を締結しており、見積書の徴取を1人の者から行っ
ていることから、奈良市契約規則第18条の2第1項
各号に掲げる事由に該当する根拠の提示を担当者に
求めたところ、当該根拠を示す資料の提示はなかつ
た。当該根拠を決裁文書に添付するよう改められた
い。

河川課

富雄元町二丁目の隣接地で行われた2件の河川修
繕工事は、同一の業者によって、平成26年7月から
10月までにかけて行われた工事であるが、2件の工
事の作業完了報告として提出された工事写真の中で、
同一の写真が6枚あった。工事業者に対して指導す
るとともに、適正な検収を行われたい。

(企業局)

経営部

経営管理課（情報管理室を含む。）

OCRシステム一式の賃貸借に関する契約及び平
成26年度電子計算組織一式の賃貸借契約で、保守点
検の事前申請承認を受けた業者ではない業者が保守
点検を行っていた。契約書では、保守のため、立入
りする場合には、社員証等を呈示させることになっ
ていることから、下請けの事前申請承認を受けた上
で、保守点検を行う業者の確認を徹底されたい。
経理課

(1) 平成26年度本庁舎昇降機（エレベーター）設備
保守業務委託について、業務仕様書では、リモー

トメンテナンスシステムによる監視、診断結果は
毎月報告することとなっているが、委託業者から
提出があったのは平成26年7月分の報告書のみで
あった。当該委託契約に定めるとおりの報告を受
け、委託業務の履行確認を行われたい。

(2) 本局電話交換機賃借契約書において、発注者欄
に、発注者である管理者の公印が押印されていな
かった。適正に事務処理を行われたい。

上水道部

漏水対策課

企業局本庁舎修繕業務委託事業者事務室改修工事
において、実施起案時に予算不足が判明していたが、
予算流用の依頼手続を行う前に、契約締結している
事例があった。流用措置の依頼を速やかに行い、適
正に事務処理を行われたい。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項
の規定により、包括外部監査人前川英樹から監査の結果に
関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項
の規定により、別添のとおり公表します。

平成27年3月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一

別添省略

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規
定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が
あったので、次のとおり公表します。

平成27年3月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一

長寿福祉課

監査結果公表日 平成26年6月23日（奈良市監査委員告示
第10号）

措置結果通知日 平成27年3月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
生活管理指導短期宿泊事 業において、短期宿泊の利 用決定の通知日より後の日 付で、利用申込書に受付印 が押されているものが見受 けられた。適正に事務処理 をされたい。	利用申込書の申込日を確 認の上、利用決定通知書の 発行を徹底しました。今後 は、適正な事務処理を行 います。

滞納整理課

監査結果公表日 平成25年6月25日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成27年3月26日

【監査の結果】	【措置の内容】
滞納管理支援システム機器装置賃貸借契約について、契約書本文中に記載されている契約期間と、契約書の別添明細書に記載されている契約期間が異なっていた。契約期間を明確にし、適切に契約されたい。	平成26年度の滞納管理支援システム機器装置賃貸借契約について、契約書本文中に記載されている契約期間と、契約書の別添明細書に記載されている契約期間を同一にし、契約を行いました。

商工労政課

監査結果公表日 平成25年6月25日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成27年3月25日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 奈良市勤労者総合福祉センターの各種教室受講料を市の歳入としているが、実際の徴収については、指定管理者に行わせていた。受講料は、地方自治法施行令第158条第1項各号に掲げる歳入ではないため、私人にその徴収の事務を委託することはできない。また、市の歳入として受講料を徴収している各種教室についての委託内容や受講料の根拠等は、指定管理の協定書等にも記載がなかった。適切な事務を行われたい。	(2) 奈良市勤労者総合福祉センターで、市の歳入として受講料を徴収していた各種教室については、指定管理者と協議し、平成26年度から指定管理者が行う自主事業として実施しています。

工務課

監査結果公表日 平成25年3月28日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 平成27年3月26日

【監査の結果】	【措置の内容】
電線共同溝整備事業のために支障となる上水道施設の移設に伴う補償契約書の契約締結日が、水道局内での意思決定日より1箇月以上前の日付になっていた。日付を遡る契約日の設定は、改められたい。	平成26年度から、電線共同溝整備事業のために支障となる上水道施設の移設に伴う補償契約については、工事完了後速やかに契約締結のための決裁を受け、契約締結日を意思決定日以降の日付とし、処理しました。

(平成27年3月31日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程
奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公共下水道本管工事の完了時に取付ます及び取付管を設置しなかった場合において、事後に設置を必要とする場合（ただし、管理者が定める特別の事由がある土地へ設置する場合を除く。）その費用及び当該設置に伴う公共下水道の改築の費用

第9条に次の2項を加える。

2 前項第4号に規定する管理者が定める特別の事由がある土地は、次に掲げる土地とする。

(1) 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）別表第1の賦課保留区分に掲げる各土地

(2) 公共下水道本管工事施工時に取付ますを設置するスペースが無く、取付管のみを同時に設置した土地

3 前項の土地に取付ます及び取付管の設置を必要とする者は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、公共下水道取付ます設置申請書（別記第9号様式の2）により管理者に申請しなければならない。

(1) 前項第1号に係る土地 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第1の賦課保留区分に応じて定められた賦課保留期間を経過した後3年以内

(2) 前項第2号に係る土地 取付管を設置した後3年以内

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2 (第9条関係)

公共下水道取付ます設置申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市公営企業管理者

申請者住所

(設置者)

氏名

実印

排水設備設置の改造及びくみ取り便所(し尿浄化槽撤去を含む)の水洗化工事を行いたいので、公共下水道取付ます設置の申請をします。

※受付番号		※確認番号	
※住宅地図		※台帳番号	
設置場所	奈良市 町 丁目 番地 号		
設置理由			
排水設備設置業者 (指定工事店名)			
取付ます 設置業者	担当者名		
土地所有者			
排水設備工事予定	年 月 日 から 年 月 日 まで		
※内 容	<input type="checkbox"/> 取付ますのみ設置 <input type="checkbox"/> 取付ます及び取付管布設		
※道路掘削の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※道路の種類	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他		
取付ます設置費用 (市負担)	取付ます設置に係る費用は、市が工事を施工した指定工事店に支払う。	申請者 確認印	実印
取付ます設置費用 (個人負担)	取付ます設置に係る費用は、申請者が工事を施工した指定工事店に支払う。	申請者 確認印	実印
道路舗装本復旧費	<input type="checkbox"/> 市負担 <input type="checkbox"/> 個人負担		
受益者負担金	取付ます設置に伴い、賦課された受益者負担金は遅滞なく納めることを誓約します。	申請者 確認印	実印

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市下水道条例施行規程の規定により公共下水道が供用され、又は公共下水道本管工事が施行されている区域における取付ます及び取付管の工事については、この規程による改正後の第9条第1項第4号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
(平成27年3月24日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 農業集落排水処理施設本管工事の完了時に取付ます及び取付管を設置しなかった場合において、事後に設置を必要とする場合（ただし、管理者が定める特別の事由がある土地へ設置する場合を除く。）その費用及び当該設置に伴う農業集落排水処理施設の改築の費用

第6条に次の2項を加える。

2 前項第4号に規定する管理者が定める特別の事由がある土地は、次に掲げる土地とする。

- (1) 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）別表第1の賦課保留区分に掲げる土地
- (2) 農業集落排水処理施設本管工事施工時に取付ますを設置するスペースが無く、取付管のみを同時に設置した土地

3 前項の土地に取付ます及び取付管の設置を必要とする者は、奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第9条第3項の規定の例により、農業集落排水取付ます設置申請書（別記第5号様式の2）により管理者に申請しなければならない。

第13条中「(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)」を削る。

別記第5号様式の次に次の様式を加える。

第5号様式の2 (第6条関係)

農業集落排水取付ます設置申請書

年 月 日

(宛先)

奈良市公営企業管理者

申請者住所

(設置者)

氏名

実印

排水設備設置の改造及びくみ取り便所(し尿浄化槽撤去を含む)の水洗化工事を行いたいので、農業集落排水取付ます設置の申請をします。

※受付番号		※確認番号	
※住宅地図		※台帳番号	
設置場所	奈良市	町	丁目 番地 号
設置理由			
排水設備設置業者 (指定工事店名)			
取付ます 設置業者	担当者名		
土地所有者			
排水設備工事予定	年 月 日 から 年 月 日まで		
※内容	<input type="checkbox"/> 取付ますのみ設置 <input type="checkbox"/> 取付ます及び取付管布設		
※道路掘削の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※道路の種類	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他		
取付ます設置費用 (市負担)	取付ます設置に係る費用は、市が工事を施工した指定工事店に支払う。	申請者 確認印	実印
取付ます設置費用 (個人負担)	取付ます設置に係る費用は、申請者が工事を施工した指定工事店に支払う。	申請者 確認印	実印
道路舗装本復旧費	<input type="checkbox"/> 市負担 <input type="checkbox"/> 個人負担		
農業集落排水事業 分担金	取付ます設置に伴い、賦課された分担金は遅滞なく納めることを誓約します。	申請者 確認印	実印

附 則

(施行時期)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の規定により農業集落排水施設が供用され、又は農業集落排水処理施設本管工事が施行されている区域における取付ます及び取付管の工事については、この規程による改正後の第6条

第1項第4号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

受益者は、前条の負担金の額を9で除して得た額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める納期に納付しなければならない。ただし、前条の負担金の額が3,000円未満のときは、最初の納期に一括して納付するものとする。

- (1) 6月期 6月1日から同月末日まで
- (2) 10月期 10月1日から同月末日まで
- (3) 2月期 2月1日から同月末日まで

第5条第3項中「年度の途中から負担金の徴収を開始するとき、その他」を削る。

第6条第2項中「3又は」を削る。

第7条第3項中「第5条第1項第1号に規定する第1期の納期（同条第2項の規定により別に納期が定められた場合は、その第1期の納期）に、当該年度以降の納期」を「条例第6条第3項の規定により通知された最初の納期（第5条第3項の規定により別に納期が定められた場合は、その最初の納期）及び翌年並びに翌々年の同じ納期」に改め、「各年度分の」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（賦課保留）

第7条の2 条例第6条の2の規定による負担金の賦課保留を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金賦課保留申請書（別記第3号様式の4）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金賦課保留承認・不承認決定通知書（別記第3号様式の5）により、受益者に通知するものとする。

3 賦課保留の基準は、別表第1のとおりとする。

4 負担金の賦課保留の決定を受けた者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金賦課保留消滅届（別記第3号様式の6）を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、前項の規定による届出があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金賦課保留取消決定通知書（別記第3号様式の7）により当該受益者に通知するものとする。

6 前項の規定により賦課保留取消の通知を受けた者は、第3条の規定に準じて下水道事業受益者申告書を提出しなければならない。

7 管理者は、第1項、第4項及び前項の規定による申請のない場合であっても、第14条の規定に準じて、申請によらないで申請すべき事項を認定することができる。

第8条第3項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第9条第4項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2の7 条例第8条第2項第6号の項中「で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する」を「に供する」に改め、同表を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条の2関係）

受益者負担金賦課保留基準

賦課保留区分	賦課保留期間
公共下水道管の布設ができる道路又は通路が当分の間開設される見込みのない土地	公共下水道管の布設ができるような道路又は通路が開設されたときまで
他人の所有する土地又は排水設備等を使用しなければ公共下水道管へ接続することが出来ない場合において、その使用承諾を得られる見込みのない土地	承諾が得られたときまで
現況が宅地以外の土地で、土地所有者又は使用者の申告により、管理者が当分の間宅地に使用される見込みがないと認めた土地	宅地化されたときまで
その他、実情に応じ、管理者が特に保留することが必要であると認めたとき	管理者の認める期間

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第4条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書			
受益者住所	当初賦課年月	年 月 日	
	負担区	奈良市公営企業管理者 印	
受益者氏名	通知書番号	奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり受益者負担金を決定したので、同条第3項の規定により通知します。	

土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地目	地積 (㎡)	負担金額 (円)	徴収猶予金額 (円)	減 免		差引負担金額 (円)
								率(%)	金額(円)	

負担金決定額 円

納期	納期限	金額	納期	納期限	金額	納期	納期限	金額
1回目			4回目			7回目		
2回目			5回目			8回目		
3回目			6回目			9回目		

裏面もお読みください。

1 受益者負担金とは、都市計画下水道事業に要する費用の一部を都市計画法第75条に基づき、受益者の方にご負担願うものです。

2 この負担金は、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定に基づき賦課するものであり、同条第3項及び同条例施行規程第4条の規定に基づき、この決定通知書によって賦課決定を通知するものです。

3 負担金の額を9で除した金額の納付書をお送りしますので、各納期に納付してください。(ただし、9で除した額に100円未満の端数があるときは、2回目から9回目までの納付額から100円未満を切り捨て、その端数を初回の納付額に合算します。)

4 納付は、奈良市企業局もしくは企業局指定の金融機関をご利用ください。金融機関の一覧は、納付書裏面をご参照ください。

5 初回の納期限までに負担金を一括納付していただく、前納報奨金が受けられます。一括納付用の納付書は、納期限以降は使用できませんのでご注意ください。前納報奨金は、負担金の2回目以降の納付額の150分の1に、納期前の月数を乗じて得た金額となります。

例 負担総額が3万円の場合(初回の納付額3,600円、2回目以降の納付額3,300円)

初回の納期に負担金の全額(9回分)を納付した場合	3,300円の1/150×前納月数の合計144ヶ月=3,168円
4回目の納期に負担金の全額(6回分)を納付した場合	3,300円の1/150×前納月数の合計60ヶ月=1,320円
7回目の納期に負担金の全額(3回分)を納付した場合	3,300円の1/150×前納月数の合計12ヶ月=264円

6 土地の売買、相続または賃貸等により受益者が変更された場合は、速やかに受益者変更届をご提出ください。(変更届のご提出がないと、賦課決定時点の受益者に受益者負担金の納付義務が発生します。)

7 受益者が住所を変更された場合も、速やかに受益者住所変更届をご提出ください。

8 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

（1枚目）

（表）

奈良都市計画下水道事業受益者負担金納入通知書		奈良市企業局																																																																							
受益者氏名 千 様方 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>地区</td> <td></td> <td>年次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担区</td> <td>第</td> <td>当初賦課年月</td> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>受益総地積</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>1㎡あたり負担金</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>負担金額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>更正額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>負担金決定額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>初回納付額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2回目以降納付額</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">～ 回前納分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">～ 回前納分</td> </tr> <tr> <td>納付金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>報奨金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	通知書番号		地区		年次		負担区	第	当初賦課年月		年	月	受益総地積						1㎡あたり負担金						負担金額						更正額						負担金決定額						初回納付額						2回目以降納付額							～ 回前納分		～ 回前納分			納付金						報奨金					
通知書番号		地区		年次																																																																					
負担区	第	当初賦課年月		年	月																																																																				
受益総地積																																																																									
1㎡あたり負担金																																																																									
負担金額																																																																									
更正額																																																																									
負担金決定額																																																																									
初回納付額																																																																									
2回目以降納付額																																																																									
	～ 回前納分		～ 回前納分																																																																						
納付金																																																																									
報奨金																																																																									
右のとおり納めてください。 年 月 日 奈良市公営企業管理者 印																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>期別</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> （裏面の説明をごらんください。）			期別	回	回	回	納付額	円	円	円	納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																											
期別	回	回	回																																																																						
納付額	円	円	円																																																																						
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																						

（2枚目）

（表）

<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p style="text-align: right;">領収証書</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金 (~ 回目前納)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>地 区</td><td></td></tr> <tr><td>負 担 区</td><td></td></tr> <tr><td>当初賦課年月</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>全年度納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>報 奨 率</td><td style="text-align: right;">%</td></tr> <tr><td>前納報奨金</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付額</td><td></td></tr> <tr><td>前納取扱期限</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">領収日付印</div> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: small;">（この領収証書は、5年間保存してください。）</p>	通知書番号		地 区		負 担 区		当初賦課年月	年 月	全年度納付額	円	報 奨 率	%	前納報奨金		差引納付額		前納取扱期限		<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black;">奈良市企業局</p> <p style="text-align: center;">領収済通知書 (~ 回目前納)</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>負担金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>前納取扱期限</td> <td></td> <td>前納報奨金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>差引納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">領収日付印</p> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（奈良市企業局保管） （宛先）奈良市公営企業管理者 （前納取扱期間後、この納付書は使用できません）</p>	通知書番号		負担金額	円	前納取扱期限		前納報奨金	円			差引納付額	円
通知書番号																															
地 区																															
負 担 区																															
当初賦課年月	年 月																														
全年度納付額	円																														
報 奨 率	%																														
前納報奨金																															
差引納付額																															
前納取扱期限																															
通知書番号		負担金額	円																												
前納取扱期限		前納報奨金	円																												
		差引納付額	円																												

この領収済通知書は直接機械に読み込まますので汚したり折り曲げたりしないでください。

（注）3枚目の様式は2枚目に準ずる。

(4枚目)

(表)

<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業 領収証書</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金 (回目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>地 区</td><td></td></tr> <tr><td>負 担 区</td><td></td></tr> <tr><td>当初賦課年月</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">領収日付印</div> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり 収納しました。</p> <p style="margin-top: 10px;">奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		地 区		負 担 区		当初賦課年月	年 月	納付額	円	延滞金	円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業 領収済通知書 (回目)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">奈良市企業局</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td><td>負担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td><td>前納報奨金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>合計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">回目</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center; font-size: small; margin-top: 10px;">(奈良市公営企業保管) (宛先)奈良市公営企業管理者</p>	通知書番号		負担金額	円	納期限		前納報奨金	円			合計	円
通知書番号																													
地 区																													
負 担 区																													
当初賦課年月	年 月																												
納付額	円																												
延滞金	円																												
合 計	円																												
納 期 限	年 月 日																												
通知書番号		負担金額	円																										
納期限		前納報奨金	円																										
		合計	円																										

この領収済通知書は直接機械に読み込ませませんので汚したり折り曲げたりしないでください。

(注)5枚目及び6枚目は、4枚目から続く納期の領収証書・領収済通知書とし、当該様式は4枚目に準ずる。

別記第3号様式の3の次に次の4様式を加える。

第3号様式の4（第7条の2関係）

下水道事業受益者負担金賦課保留申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

(申請者)

住所

氏名

電話

印

下記の土地について受益者負担金の賦課の保留を受けたいので、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第7条の2の規定により申請します。

土地の所在	地目	地積(m ²)	保留した理由

第3号様式の5 (第7条の2関係)

下水道事業受益者負担金賦課保留承認・不承認 決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日に奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により、次のとおり決定しましたので、同条例施行規程第7条の2の規定により通知します。

決定事項	承認 ・ 不承認
------	----------

土地の所在	地目	地積(m ²)	保留を承認(不承認)した理由

保留した土地が宅地として使用又は公共下水道管の敷設、若しくは排水設備工事ができる状況に至ったときは、下水道事業受益者負担金賦課保留消滅届を提出してください。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式の6 (第7条の2関係)

下水道事業受益者負担金賦課保留消滅届

年 月 日

奈良市公営企業管理者

(受益者)

住所

氏名

電話

印

受益者負担金の賦課の保留を受けました下記の土地について、賦課の保留理由が消滅しましたので、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第7条の2の規定により届け出ます。

土地の所在	現況地目	地積(m ²)	賦課保留理由が 消滅した理由	賦課保留理由 消滅年月日	備考

第3号様式の7（第7条の2関係）

下水道事業受益者負担金賦課保留取消決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付け、第 号をもって受益者負担金の賦課保留をしました下記の土地について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第7条の2の規定により通知した賦課保留を取り消しましたので、同条例施行規程第7条の2の規定により通知します。

土地の所在	地目	地積(m ²)	取り消し理由	備考

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として（奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。）奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第8条関係)

受益者 様 奈良市公営企業管理者 下水道事業受益者負担金徴収猶予 承認・不承認 決定通知書	年 月 日 印						
年 月 日付けで申請のありました負担金の猶予について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条の規定により、次のとおり決定いたしましたので、同条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。							
決定事項	承 認 不 承 認						
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地 積 (㎡)	負担金額 (円)	猶予する理由	猶予期間
不承認の理由							
	納期	負担金額(円)	当初納期限	猶予額(円)	猶予後の納期	備 考	
1回目	年 月期						
2回目	年 月期						
3回目	年 月期						
4回目	年 月期						
5回目	年 月期						
6回目	年 月期						
7回目	年 月期						
8回目	年 月期						
9回目	年 月期						

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

2 この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月24日掲示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程
奈良市企業局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程
第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のとおり改める。

2 前項の経営部、上水道部及び下水道部に次の課、室及び係を設置する。

経営部

経営管理課 経営係 財政係 情報管理係
総務課 総務係 人事係 給与係
入札検査室 入札係 検査係
経理課 経理第一係 経理第二係 資産管理係
料金お客様課 料金係 お客様係 計量収納係

上水道部

配水課 総務係 配水係 管路情報係
給水課 管理係 給水装置第一係 給水装置第二係
給水装置第三係
漏水対策課 管理係 維持係 予防係
工務課 契約調整係 設計積算係 工務第一係
工務第二係 工務第三係
浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係
管理第三係

水質管理室

下水道部

下水道総務課 総務係 下水道財政計画係
下水道維持課 管理係 施設係 排水設備係
下水道建設課 下水道事業計画係 下水道整備係
東部上下水道管理課 調整係 管理係
都祁・月ヶ瀬管理係

第3条第1項経営係の部分中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 官民連携事業の調査、規格及び計画に関する事
第3条第1項の財政係の部分の次に次のように加える。
情報管理係

- (1) 諸統計及び業務報告並びに水道法(昭和32年法律第177号)に定める情報提供に関する事
- (2) 企業局ホームページの運用に関する事
- (3) 広報紙の発行に関する事
- (4) 水道週間行事に関する事
- (5) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関する事
- (6) 情報化施策及び情報システムの最適化に関する事

と。

- (7) 情報セキュリティに関する事
- (8) 情報システム及びネットワークシステムの運用管理に関する事
- (9) ソフトウェアの管理に関する事
- (10) 情報化研修(日本水道協会が主催するものを除く)に関する事
- (11) IT運営委員会に関する事

第3条第2項を削る。

第4条に次の1項を加える。

2 入札検査室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
入札係

- (1) 工事請負等の入札に関する事
- (2) 指名登録に関する事
- (3) 官民連携事業の発注仕様に関する事
- (4) 契約事務の総括に関する事

検査係

- (1) 工事検査の総括管理に関する事
- (2) 指定給水装置工事業者に係る給水装置工事の検査に関する事
- (3) 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する施設をいう。以下同じ。)工事及び下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する下水道をいう。以下同じ。)工事の検査に関する事
- (4) その他上下水道工事の検査に関する事

第5条経理第二係の部分の第9号から第18号まで及び入札係の部分の削り、同条に次のように加える。

資産管理係

- (1) 不動産の総括管理に関する事
- (2) 普通財産の管理及び処分に関する事
- (3) 固定資産の評価及び償却に関する事
- (4) 固定資産台帳の整理保管に関する事
- (5) 上下水道施設のアセットマネジメントの実施に関する事
- (6) 固定資産の保険の加入及び請求に関する事
- (7) 庁舎管理(防火及び避難訓練を含む)に関する事
- (8) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関する事
- (9) 庁舎の補修に関する事
- (10) 公用車の総括管理及び整備指導に関する事

第6条料金係の部分中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 料金システムの管理及び改良に関する事

第7条管路情報係の部分に次の2号を加える。

- (4) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関する事
- (5) 水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関する事

第7条調整係及び工事検査係の部分の削る。

第11条総務係の部分の第2号中「(水質管理課の事務を

務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の
処理

(奈良市企業局工事検査規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道
局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 工事検査室長 経営部総務課入札検査室の長をい
う。

第4条から第7条まで、第11条第2項、第12条、第14
条から第16条まで、第18条、別記第1号様式、第2号様
式及び第4号様式から第7号様式までの規定中「工事検
査担当課長」を「工事検査室長」に改める。

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局情報化推進に関する規程(平成24年
奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正
する。

第10条中「情報管理室」を削る。

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水
道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「管財係長」を「管財担当係長」に改
める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

平成27年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正
する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市
水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「経理課」を「総務課入札検査室」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局工事発注見通しの公表に関する要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局工事発注見通しの公表に関する要綱の
一部を改正する告示

奈良市企業局工事発注見通しの公表に関する要綱(平成
14年奈良市企業局告示第24号)の一部を次のように改正す

る。

第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条中「経理課
」を「総務課入札検査室」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月25日揭示済)

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市企業職員研修規程を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業職員研修規程

奈良市企業職員の研修については、奈良市職員研修規程
(平成3年奈良市訓令甲第1号)を準用する。この場合に
おいて「人事課長」とあるのは「総務課長」と、「市長」
とあるのは「公営企業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改
正する規程を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部
を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年
奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正す
る。

第30条の2第1項中「第10条の2」を「第10条の2第1
項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次
の1項を加える。

2 条例第10条の2第2項の規定により支給する管理職員
特別勤務手当の額は、勤務1回につき、管理職手当の支
給を受ける職員に係る別表第4の欄に掲げる額とする。
ただし、勤務に従事した時間が2時間に満たない場合は、
同欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

第31条第4項並びに附則第13項第4号及び第5号中「エ
欄」を「オ欄」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第7条、第30条の2、第31条関係)

ア	イ	ウ	エ	オ
職員	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額 (週休日等)	管理職員特別勤務手当の額 (週休日等以外の日)	期末手当の管理職 加算割合
部長、理事及び技監	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
次長及び参事	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
課長及び職務の級8級の主幹	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
室長及び職務の級7級の主幹	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
課長補佐、室長補佐、所長及び主査	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月30日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程
(目的)

第1条 この規程は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第2条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
2 委員長は、経営部長をもって充てる。
3 委員は、学識経験を有する者の中から奈良市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱した者及び次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 上水道部長及び下水道部長
- (2) 委員長が指名する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急の必要があり、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決することができる。

(部会)

第6条 委員会に、軽易な建設工事に関する技術的な審査をさせるため、建設工事総合評価審査部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員長が会務を掌理し、部会を代表する。
- 3 部会に属する委員は、委員会の委員及び建設工事を所掌する部に属する職員から委員長が指名する。
- 4 部会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、緊急の必要があり、部会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決することができる。
- 7 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係職員等の出席等)

第7条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係職員等に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員のうち、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱した者(以下「特別委員」という。)は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(報酬)

第9条 特別委員の報酬は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 特別委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、上水道部配水課において行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市企業局管理規程第11号

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市附属機関設置条例(昭和27年奈良市条例第1号)第2条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市企業局プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の単位)

第2条 委員会は、プロポーザル方式(企業局が発注する委託業務等について、公募又は指名により複数の事業者からその業務実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。)により事業者の選定を行う委託業務等ごとに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 企業局職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業者を選定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらか

じめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長になる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、管理者が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、プロポーザル方式により発注を行う課等において行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第2号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の2の2第1号の規定に基づき、消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長が指定する周波数帯を次のように指定し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月20日

奈良市消防局長 酒井 孝 師

260メガヘルツ帯及び400メガヘルツ帯

(平成27年3月20日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

奈良市消防局長 酒井 孝 師

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令
奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令
甲第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号及び第4条第1項中「第8条の2の3第6
項」の次に「(第36条第1項において準用する場合を含む。
)」を加える。

第15条第10号中「、共同防火管理協議事項」を削る。

第32条第2項中「第8条の2第7項」の次に「、法第8
条の2の5第4項」を加える。

第40条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を
加える。

(3) 法第12条の2第1項及び第2項に基づく製造所等の
使用停止命令

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月27日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第5号

平成27年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員
会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年3月17日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成27年3月19日（木）

午後2時00分から

2 場 所

奈良市教育センター 9階 9-1会議室

3 会議に付すべき事件

(1) 教育長報告

ア 平成26年度予算要求内示額について

イ 「奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検
討委員会」の提言に対する取組検討会議について

ウ 第67回優良公民館表彰の受賞について

エ 奈良市立幼保再編実施計画の再編優先エリア実施
方針について

オ 「なら教育の日」実行委員会設置要項の廃止につ
いて

カ 奈良市教職員研修運営協議会設置要項の廃止につ
いて

キ 奈良市特別支援教育連携協議会設置要項の廃止に
ついて

ク 奈良市教育相談運営協議会設置要項の廃止につ
いて

(2) 議 事

議案第75号 奈良市立小・中学校通学区域の一部改正
について

議案第76号 奈良市指定文化財の指定について

議案第77号 平成27年度奈良市教育目標について

議案第78号 平成27年度奈良市立学校の教材使用の承
認について

議案第79号 奈良市立大柳生幼稚園の休園について

議案第80号 行政財産の用途廃止について

議案第81号 市長の権限に属する事務の委任の協議に
ついて

議案第82号 市長の権限に属する事務の補助執行の協
議について

議案第83号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部
改正について

議案第84号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施
行規則の一部改正について

議案第85号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例
施行規則の一部改正について

議案第86号 奈良市立幼稚園規則の一部改正について

議案第87号 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱
の廃止について

議案第88号 奈良市立認定こども園幼稚園規則の廃止
について

議案第89号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授
業料等に関する条例施行規則の一部改正
について

議案第90号 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要
綱の廃止について

議案第91号 奈良市学校規模適正化検討懇談会開催要
綱の制定について

議案第92号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の廃
止について

議案第93号 奈良市教育ビジョン懇話会開催要綱の制
定について

議案第94号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則の
制定について

議案第95号 奈良市生涯学習推進会議設置要綱の廃止
について

議案第96号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会
設置要綱の廃止について

議案第97号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会
設置規則の制定について

議案第98号 奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開
催要綱の制定について

議案第99号 奈良市近世近代建造物調査アドバイザー
会議開催要綱の制定について

議案第100号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正
について

議案第101号 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱の
廃止について

議案第102号 奈良市教育ICT推進懇話会開催要綱
の制定について

議案第103号 奈良市立学校園緊急サポートチーム設
置要綱の廃止について

- 議案第104号 奈良市立学校園緊急支援チーム設置要綱の制定について
- 議案第105号 奈良市教職員研修推進懇話会開催要綱の制定について
- 議案第106号 奈良市特別支援教育連携会議開催要綱の制定について
- 議案第107号 奈良市教育相談運営会議開催要綱の制定について
- 議案第108号 奈良市特別支援教育検討会議開催要綱の制定について
- 議案第109号 奈良市就学指導委員会規則の一部改正について

3 その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月

傍聴受付は、開催日の午後1時00分から午後1時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年3月17日揭示済)

奈良市教育委員会告示第6号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条の規定により、平成27年3月19日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成27年3月19日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色元照律師像	1幅	唐招提寺 奈良市五条町13-46	鎌倉時代
絵画	絹本著色元照律師像	1幅	西大寺 奈良市西大寺芝町一丁目1-5	鎌倉時代

(平成27年3月19日揭示済)

奈良市図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則

奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(利用時間)

第3条 図書館の利用時間は、午前9時30分から午後7時までとする。ただし、火曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）の児童室の利用時間にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

第4条第1号中「月曜日」の次に「（その日が休日に当たるときを除く。）」を加え、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月24日揭示済)

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表図書館の項中「月曜日及び職員ごとに4週間につき4日」を「職員ごとに4週間につき8日」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市教育委員会告示第7号

奈良市立大柳生幼稚園は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、休園します。

平成27年3月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦
(平成27年3月24日揭示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

帯解小学校通学区域の部分中「山町」の次に「北椿尾町、興隆寺町、虚空蔵町、高樋町、中畑町、菩提山町、米谷町、南椿尾町」を加え、精華小学校通学区域の部分を削る。

登美ヶ丘小学校通学区域の部分中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「中登美ヶ丘五丁目」を加える。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

柳生中学校通学区域の部分中「柳生中学校通学区域」を「興東館柳生中学校通学区域」に改め、「柳生小学校通学区域」の次に「、興東小学校通学区域の一部（大平尾町の一部、中ノ川町を除く。）」を加え、興東中学校通学区域の部分进行削る。

登美ヶ丘北中学校通学区域の部分中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月24日揭示済)

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市立学校教職員安全衛生規則（平成22年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改め、同条第3号中「、園長」を削り、同条第4号中「、園長」を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市教職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) その他教育長が適当と認める者
(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己に関係のある事案については、会議に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、この限りでない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、本人又は関係者の出席を求め、事情を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(任命権者の要請)

第7条 任命権者は、教職員の分限処分又は懲戒処分について、委員会に意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員等の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員等の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教職員課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期

は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立幼稚園規則の一部を改正する規則

奈良市立幼稚園規則（昭和26年奈良市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「退園又は休園させる」を「退園させる」に改める。

第13条を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市立認定こども園幼稚園規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立認定こども園幼稚園規則を廃止する規則

奈良市立認定こども園幼稚園規則（平成20年奈良市教育

別記

第1号様式

<p>年度 一条高等学校入学料納入通知書</p> <table border="1"> <tr><td>学 校 名</td><td>奈良市立一条高等学校</td></tr> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td></td></tr> <tr><td>生徒名</td><td></td></tr> <tr><td>入 学 料</td><td>金額 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。</p> <p>奈良市長 印</p>		学 校 名	奈良市立一条高等学校	通知書番号 No.		保護者名		生徒名		入 学 料	金額 円		延滞金 円	合 計	円	<p>奈良市</p> <p>年 月 日</p> <p>(納付について) (1)指定期日までに必ず納めて下さい。 (2)納付場所は裏面の金融機関等を利用して下さい。</p>	<p>年度 一条高等学校入学料領収証書</p> <table border="1"> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>入 学 料</td><td>金額 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>保護者名</td><td>様</td></tr> <tr><td>生徒名</td><td>様</td></tr> </table> <p>上記のとおり領収いたしました。</p> <p>奈良市会計管理者 (この領収証書は5年間保存してください。)</p> <p>領収日付印</p>	通知書番号 No.		入 学 料	金額 円		延滞金 円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	保護者名	様	生徒名	様	<p>年度 一条高等学校入学料領収済通知書</p> <table border="1"> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>款 使用料及び手数料</td><td>項 使用料</td></tr> <tr><td>目 教育使用料</td><td>節 延滞金</td></tr> <tr><td>細 入 学 料</td><td>金額 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>保護者名</td><td>様納</td></tr> <tr><td>生徒名</td><td>様納</td></tr> </table> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 (奈良市保管)</p> <p>受付金融機関印 (奈良市保管)</p>	通知書番号 No.		款 使用料及び手数料	項 使用料	目 教育使用料	節 延滞金	細 入 学 料	金額 円		延滞金 円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	保護者名	様納	生徒名	様納
学 校 名	奈良市立一条高等学校																																																	
通知書番号 No.																																																		
保護者名																																																		
生徒名																																																		
入 学 料	金額 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
通知書番号 No.																																																		
入 学 料	金額 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
納 期 限	年 月 日																																																	
保護者名	様																																																	
生徒名	様																																																	
通知書番号 No.																																																		
款 使用料及び手数料	項 使用料																																																	
目 教育使用料	節 延滞金																																																	
細 入 学 料	金額 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
納 期 限	年 月 日																																																	
保護者名	様納																																																	
生徒名	様納																																																	

(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

第2号様式

<p>年度 一条高等学校授業料納入通知書</p> <table border="1"> <tr><td>学 校 名</td><td>奈良市立一条高等学校</td></tr> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td></td></tr> <tr><td>生徒名</td><td></td></tr> <tr><td>授 業 料</td><td>期分 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。</p> <p>奈良市長 印</p>		学 校 名	奈良市立一条高等学校	通知書番号 No.		保護者名		生徒名		授 業 料	期分 円		延滞金 円	合 計	円	<p>奈良市</p> <p>年 月 日</p> <p>(納付について) (1)指定期日までに必ず納めて下さい。 (2)納付場所は裏面の金融機関等を利用して下さい。</p>	<p>年度 一条高等学校授業料領収証書</p> <table border="1"> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>授 業 料</td><td>期分 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>保護者名</td><td>様</td></tr> <tr><td>生徒名</td><td>様</td></tr> </table> <p>上記のとおり領収いたしました。</p> <p>奈良市会計管理者 (この領収証書は5年間保存してください。)</p> <p>領収日付印</p>	通知書番号 No.		授 業 料	期分 円		延滞金 円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	保護者名	様	生徒名	様	<p>年度 一条高等学校授業料領収済通知書</p> <table border="1"> <tr><td>通知書番号 No.</td><td></td></tr> <tr><td>款 使用料及び手数料</td><td>項 使用料</td></tr> <tr><td>目 教育使用料</td><td>節 授業料</td></tr> <tr><td>授 業 料</td><td>期分 円</td></tr> <tr><td></td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>保護者名</td><td>様納</td></tr> <tr><td>生徒名</td><td>様納</td></tr> </table> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 (奈良市保管)</p> <p>受付金融機関印 (奈良市保管)</p>	通知書番号 No.		款 使用料及び手数料	項 使用料	目 教育使用料	節 授業料	授 業 料	期分 円		延滞金 円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	保護者名	様納	生徒名	様納
学 校 名	奈良市立一条高等学校																																																	
通知書番号 No.																																																		
保護者名																																																		
生徒名																																																		
授 業 料	期分 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
通知書番号 No.																																																		
授 業 料	期分 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
納 期 限	年 月 日																																																	
保護者名	様																																																	
生徒名	様																																																	
通知書番号 No.																																																		
款 使用料及び手数料	項 使用料																																																	
目 教育使用料	節 授業料																																																	
授 業 料	期分 円																																																	
	延滞金 円																																																	
合 計	円																																																	
納 期 限	年 月 日																																																	
保護者名	様納																																																	
生徒名	様納																																																	

(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

別記第3号様式及び第4号様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。）第5条第2項及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定に基づき、教育委員会の指定する指定管理者に係る奈良市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定候補者（条例第4条第1項の指定候補者をいう。以下同じ。）の選定についての審査その他指定候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員6人又は5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。この場合において、第2号に掲げる委員の数は、2人以内とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する部の長その他の市職員
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

4 前項に規定する場合を除き、委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了した時までとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
(審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は教育長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の基準)

第6条 委員会は、条例第4条第1項に規定する選定の基準に従い、指定候補者の選定について審査しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(報酬)

第8条 市職員以外の委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月30日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(定員)

第3条 バンビーホームの定員は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

名称	定員
飛鳥バンビーホーム	166人
済美バンビーホーム	91人
佐保バンビーホーム	157人

鼓阪バンビーホーム	38人
大宮バンビーホーム	98人
東市バンビーホーム	32人
鶴舞バンビーホーム	59人
伏見バンビーホーム	65人
都跡バンビーホーム	77人
平城バンビーホーム	97人
富雄北バンビーホーム	139人
鳥見バンビーホーム	64人
辰市バンビーホーム	54人
六条バンビーホーム	98人
右京バンビーホーム	75人
登美ヶ丘バンビーホーム	77人
大安寺バンビーホーム	81人
西大寺北バンビーホーム	87人
明治バンビーホーム	70人
青和バンビーホーム	44人
神功バンビーホーム	62人
大安寺西バンビーホーム	116人
朱雀バンビーホーム	83人
三碓バンビーホーム	94人
済美南バンビーホーム	57人
あやめ池バンビーホーム	36人
伏見南バンビーホーム	36人
平城西バンビーホーム	71人
鼓阪北バンビーホーム	88人
佐保台バンビーホーム	28人
富雄第三バンビーホーム	44人
二名バンビーホーム	58人
佐保川バンビーホーム	84人
椿井バンビーホーム	29人
左京バンビーホーム	37人
富雄南バンビーホーム	64人
東登美ヶ丘バンビーホーム	87人
帯解バンビーホーム	69人
並松バンビーホーム	30人
都祁バンビーホーム	44人
吐山バンビーホーム	18人
六郷バンビーホーム	20人

田原バンビーホーム	39人
柳生バンビーホーム	57人
興東バンビーホーム	36人
月ヶ瀬バンビーホーム	76人

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に存するバンビーホームについては、平成32年3月31日までの間、この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第3条及び別表の規定は、適用しないことができる。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
奈良市学校運営協議会規則（平成22年奈良市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「補欠」を「新たに補欠」に改める。

第7条第2項第1号中「ふさわしくない」の次に「、委員の職全体の不名誉となるような」を加え、同項第2号中「利用する」を「利用し、その職の信用を傷つける」に改める。

第14条第1項第1号中「実態」を「活動の実態」に改め、同項第2号中「協議会」を「委員間の意見が対立する等で、協議会」に改める。

第15条第1項第3号中「解任」を「解任する」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。）」を加える。

第2条第2項中「1回」の次に「これを」を加え、同条

第3項を次のように改める。

3 臨時会は、教育長が必要と認めるとき、又は法第14条第2項の規定に基づき会議の招集の請求があつたときは、これを招集する。

第3条を次のように改める。
(招集の方法等)

第3条 教育長は、前条の会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知しなければならない。

2 教育長は、会議の招集を行つた場合には、直ちに会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 会議の招集後において、教育長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、会議開催の日程を変更し、又は会議において議案を変更し、若しくは追加することができる。

第4条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(会議の公開)

第5条の2 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

第6条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事件の公開又は非公開の決議

第7条第2項、第8条、第10条及び第11条中「委員長」を「教育長」に改める。

第14条中「議席にいる委員」を「は、出席者」に改める。

第15条中「委員長」を「教育長」に改める。

第17条から第19条までを次のように改める。
(会議録の作成)

第17条 会議録は、教育長が指名する事務局職員に、これを作成させる。

2 会議録は、公開事件及び非公開事件について、個別に作成する。

3 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 出席者を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となつた発議及び発議者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認められた事項

第18条 会議録に記載した事項に関して出席者のうちに異議があるときは、教育長はこれを会議に諮つて決定する。

(会議録の署名)

第19条 会議録には、教育長及び教育長の指名した1人の委員並びにこれを調製した職員が署名しなければならない。

第3章中第19条の次に次の1条を加える。
(会議録の公表)

第19条の2 会議録(非公開事件の会議録を除く。)を作成したときは、これを公表しなければならない。

第20条及び第21条中「委員長」を「教育長」に改める。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第12号

奈良市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会傍聴規則(昭和12年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「委員長(以下「委員長」という。)」を「教育長(以下「教育長」という。)」に改める。

第4条第3号、第7条、第9条及び第10条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記第2号様式中「奈良市教育委員会委員長」を「奈良市教育委員会教育長」に改める。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第13号

奈良市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
奈良市教育委員会公告式規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項及び第26条第1項」を「第15条第2項及び第25条第1項」に改める。

第2条第2項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

第4条を次のように改める。

（教育長の定める規程の公表）

第4条 第2条の規定は、教育長の定める規程の公表について準用する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会公告式規則第2条第2項及び第4条の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会公告式規則第2条第2項及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

（平成27年3月30日揭示済）

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第14号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
教育長に対する事務委任規則（昭和27年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 教育長は、第1条の規定に基づき委任された事務（軽易なものを除く。）の管理及び執行の状況について、速やかに委員会の会議に報告をしなければならない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、この規則による改正前の教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。

（平成27年3月30日揭示済）

奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第15号

奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則
奈良市教育委員会処務規則（昭和27年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員長は、教育長の助言により」を「教育長は、」に改め、同条第2項中「緊急」を「緊急」に、「且つ」を「かつ、」に、「委員会に」を「委員会の会議に」に改める。

第7条第1項第1号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会処務規則第3条の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会処務規則第3条の規定は、なおその効力を有する。

（平成27年3月30日揭示済）

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第16号

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
奈良市教育委員会公印規則（昭和27年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項中 「教育委員会委員長印
教育委員会委員長職務代理者印」 を

「教育委員会教育長職務代理者印」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の委員がその職務を代行する場合においては、教育長印を使用し、教育委員会教育長職務代理者印は調製しないものとする。

別記中 「奈良市教育委員会委員長印
奈良市教育委員会委員長職務代理者印」 を

「奈良市教育委員会教育長職務代理者印」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第17号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和31年法律第162号）第18条第2項」を「（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項」に改める。

第2条第3項教育総務部の部分及び学校教育部の部分を次のように改める。

教育総務部

- 教育総務課 総務係 施設係 就学係
- 教職員課 給与総務係 人事係
- 生涯学習課
- 文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係
- 埋蔵文化財調査センター
- 図書館政策課

学校教育部

- 学校教育課 総務係 指導係 教育推進係
- 情報教育係
- いじめ対策指導室
- 保健給食課 保健係 給食係
- 地域教育課 地域学校連携係 放課後児童育成係

第3条各号を次のように改める。

- (1) 総合教育会議に関する事。
- (2) 教育行政の総合的な企画及び重要施策の推進に関する事。
- (3) 新しい教育施策の企画及び運営に関する事。
- (4) 教育施策の評価及び関係課、関係部局等との総合調整に関する事。
- (5) 教育施策の広報に関する事。
- (6) 学校の設置及び学校規模適正化に関する事。
- (7) 通学区域の設置及び改廃に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

第4条総務係の部分中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条施設係の部分の第6号及び第7号を削り、同条情報管理係の部

分を次のように改める。

就学係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 就学援助に関する事。
- (4) 学校基本調査（幼稚園に関する事を除く。）に関する事。
- (5) 通学路の安全確保に関する事。

第5条を次のように改める。

(教職員課の事務)

第5条 教職員課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

給与総務係

- (1) 教育関係職員（県費負担教職員及び幼稚園職員を除く。）の給与その他の給付に関する事。
- (2) 公立学校共済組合（幼稚園職員を除く。）に関する事。
- (3) 学校用務員（幼稚園職員を除く。）の研修に関する事。
- (4) 学校関係職員（幼稚園職員を除く。）の福利厚生に関する事。
- (5) 学校関係職員（幼稚園職員を除く。）の健康管理に関する事。
- (6) 学校関係職員（県費負担教職員及び幼稚園職員を除く。）の公務災害補償に関する事。
- (7) 学校関係職員（教職員及び幼稚園職員を除く。）の人事に関する事。
- (8) 学校関係職員（教職員及び幼稚園職員を除く。）の組織する職員団体及び職員組合に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

人事係

- (1) 教職員（幼稚園職員を除く。）の人事に関する事。
- (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関する事。
- (3) 教職員（幼稚園職員を除く。）の組織する職員団体及び職員組合に関する事。
- (4) 学校法律相談及び学校経営に関する事。
- (5) 特別支援教育支援員に関する事。

第6条第14号を次のように改める。

- (14) 市営青少年野外体験施設に関する事。

第8条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 学校図書館との連携に関する事。

第9条第1項を次のように改める。

学校教育課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 教科書の支給事務に関する事。
- (2) 日本学書展に関する事。
- (3) 教員の事務効率化推進に関する事。
- (4) 部内の他課の主管に属しないこと。

(5) 部及び課の庶務に関すること。

指導係

- (1) 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書の選定採択及び教材の使用承認に関すること。
- (4) 学校体育に関すること。
- (5) 人権教育に関すること。
- (6) 人権教育・児童虐待関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (7) 小中一貫教育に関すること。
- (8) 学力・学習状況調査の実施に関すること。
- (9) 高等学校入学者選抜に関すること。
- (10) 校長会及び教頭会に関すること。

教育推進係

- (1) 英語教育に関すること。
- (2) キャリア教育に関すること。
- (3) 世界遺産学習に関すること。

情報教育係

- (1) 情報教育に関すること。
- (2) 学校の情報システムの導入及び維持管理に関すること。
- (3) 学校のセキュリティ対策に関すること。

第12条第7項及び第8項を次のように改める。

7 部長又は事務局に置く理事は、主管の事務に関し教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、法第25条第4項の規定に基づき委任を受けた事務について、これを処理する。

8 前項の事務の委任を受ける順序は、次のとおりとする。

- (1) 教育総務部長の職にある者
- (2) 学校教育部長の職にある者
- (3) 事務局に置く理事の職にある者

第12条中第18項を第19項とし、第13項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同条第12項中「部」を「事務局及び部」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「理事」を「部の理事」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 事務局に置く理事は、上司の命を受けて、事務局の特定の事務及び教育政策課所掌の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の奈良市教育委員会事務局組織に関する規則第12条第7項及び第8項の規定は適用せず、この規則による改正前の奈良市教育委員会事務局組織に関する規則第12条第7項及び第8項の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第18号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則(平成23年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第3条 センターに次の課を設置する。

教育支援課 総務係 研修・研究係

教育支援室

教育相談課

(教育支援課の事務)

第4条 教育支援課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) センター内の他課の主管に属しないこと。
- (3) センター及び課の庶務に関すること。

研修・研究係

- (1) 教職員研修に関すること。
- (2) 教育計画、教育内容及び教育方法の調査研究に関すること。
- (3) 学力・学習状況調査の分析に関すること。
- (4) 体力・運動能力調査に関すること。
- (5) カリキュラム開発に関すること。
- (6) センター学習に関すること。
- (7) 学校図書館の支援に関すること。

2 教育支援課教員支援室の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教員の個別訪問研修の実施に関すること。
- (2) 個別訪問研修の評価に関すること。

第6条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 室に室長を置き、特に必要があるときは、室に課長補佐及び主任を置くことができる。

第7条第4項中「主幹」の次に「及び室長」を加え、同条第5項中「課長を」を「課長又は室長を」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を廃止する
告示奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成25年奈良
市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱を廃止する告
示を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱を廃止す
る告示奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成18年奈
良市教育委員会告示第11号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第12号奈良市学校規模適正化検討懇談会開催要綱を次のように
定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市学校規模適正化検討懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市立学校の望ましい学校教育環境の整備に取
り組むため、適正配置や適正規模について外部の視点か
らの意見又は助言を求めるため、奈良市学校規模適正化
懇談会を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次
のとおりとする。(1) 奈良市立学校の適正配置(統廃合・校区の見直し等)
に関する事項(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項
(参加者)第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への
参加を求めるものとする。

(1) 学識経験者

(2) 奈良市PTA連合会の役員

(3) 奈良市立学校園長会の役員

(4) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は原則として、同一の者

に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行
する座長を定めるものとする。2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係
者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資
料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を
開催することができる。2 教育長は、懇談会の参加者その他必要と認める者のう
ちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関
し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第13号奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱を廃止する告示を次
のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱を廃止する告示

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱（平成21年奈良市教
育委員会告示第13号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号奈良市教育ビジョン懇話会開催要綱を次のように定める。
平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育ビジョン懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の総合的かつ
計画的な推進に当たり、専門的な立場や外部の視点か
らの意見又は助言を求めるため、奈良市教育ビジョン懇
話会を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次
のとおりとする。(1) 「奈良市教育ビジョン」の策定及び評価に関する事
項

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の代表者
- (3) 奈良市立学校・園の教職員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求める。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要と認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市教育委員会告示第15号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱(平成21年奈良市教育委員会告示第17号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日掲示済)

奈良市教育委員会告示第16号

奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 市が所有し、又は文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条に定める管理団体として管理する別表第1に掲げる史跡名勝天然記念物(以下「記念物」という。)の保護について、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存整備基本計画の策定に関する事。
- (2) 保存整備工事の設計及び施工に関する事。
- (3) 維持・管理・活用のための計画の策定に関する事。
- (4) 維持・管理・活用に関する事。
- (5) その他記念物の保護に関し、教育長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 大学等研究機関の研究者その他の学識経験者
- (2) 記念物を活用したまちづくり活動の経験を有する者
- (3) 記念物が所在する地域の市民団体等の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、記念物ごとに同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇談会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育総務部文化財課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(国指定)	特別史跡・特別名勝	平城京左京三条二坊宮跡庭園
	史跡	大安寺旧境内 附石橋瓦窯跡(石橋瓦窯跡を除く)

	史跡	平城京朱雀大路跡	(参加者) 第3条 教育長は、文化財建造物の保護に関する学識経験者、行政関係者等のうちから会議への参加を求めるものとする。 2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。 (開催期間) 第4条 会議の開催期間は、調査の完了までとする。 (庶務) 第5条 会議の庶務は、教育総務部文化財課において処理する。 (施行の細目) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が定める。 附 則 この告示は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年3月30日揭示済)
	史跡	法華寺旧境内 法華寺境内 阿弥陀浄土院跡	
	史跡	石のカラト古墳	
	史跡	小治田安萬侶墓	
	史跡	正長元年柳生徳政碑	
	名勝	月瀬梅林	
	名勝	旧大乘院庭園	
	天然記念物	吐山スズラン群落	
(県指定)	史跡	三陵墓古墳群	奈良市教育委員会告示第18号 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。 平成27年3月30日 奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱を廃止する告示 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱(平成25年奈良市告示第16号)は、廃止する。 附 則 この告示は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年3月30日揭示済)
	史跡	尾山代遺跡	
(市指定)	史跡	野神古墳	奈良市教育委員会告示第19号 奈良市教育ICT推進懇話会開催要綱を次のように定める。 平成27年3月30日 奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦 奈良市教育ICT推進懇話会開催要綱 (目的) 第1条 国における教育の情報化推進の動向を踏まえ、21世紀にふさわしい「奈良らしい教育」の実現とその推進に向け、外部の視点からの意見又は助言を受けるために奈良市教育ICT推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めることにする。 (意見等を求める事項) 第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。 (1) 「奈良らしい教育」の実現を目的としたICTの活用に関する事項 (2) その他「奈良らしい教育」の実現の目的を達成するために必要な事項
	史跡	古市方形墳	
	史跡	水木古墳	
	史跡	菅原東遺跡埴輪窯跡群(移設窯跡を含む)	
(平成27年3月30日揭示済)			
奈良市教育委員会告示第17号 奈良市近世近代建造物調査アドバイザー会議開催要綱を次のように定める。 平成27年3月30日 奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦 奈良市近世近代建造物調査アドバイザー会議開催要綱 (趣旨) 第1条 奈良市近世近代建造物調査(以下「調査」という。)の実施にあたり、専門的見地からの意見又は助言を求めるため、奈良市近世近代建造物調査アドバイザー会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。 (意見等を求める事項) 第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。 (1) 調査の方法に関すること。 (2) 調査対象の選定に関すること。 (3) 調査成果の活用に関すること。 (4) その他調査の実施に関し必要な事項			

(構成)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

奈良市立学校園緊急支援チーム設置要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市立学校園緊急支援チーム設置要綱

(目的)

第1条 市立学校園において、学校園だけでは対応が困難な問題に適切に対応するため、奈良市立学校園緊急支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事象)

第2条 支援チームによる支援の対象とする事象は、次のとおりとする。

- (1) 学校園において緊急に発生する子どもに関する様々な問題のうち、学校だけでは対応が極めて困難な事件・事故となる事象
- (2) その他、教育長が、学校から要請があり緊急かつ重大な事例としてその対応が必要と認めた事象(自然災害への対応を含む。)

(構成員)

第3条 支援チームの構成員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 教育委員会に属する職員
- (2) その他、必要と認める職員

(緊急支援会議)

第4条 教育長は、第2条の対象事象が生じたときは、教育委員会事務局理事、教育総務部長、学校教育部長及び関係課長で構成する緊急支援会議を招集し、該当事象を主管する課(以下「主管課」という。)を決定する。

2 緊急支援会議の議長は、学校教育部長とする。

3 緊急支援会議において、構成員派遣の可否を決定する。

4 主管課は、再発防止に向けての原因及び支援の結果の検証を行い教育長へ報告をし、教育長は、支援の終結を決定する。

5 個別の事例に応じ、外部専門家等の助言・協力を受けることができるものとする。

(構成員の派遣)

第5条 主管課長は、関係課長等と協議し、構成員の中から派遣する職員及び人数を決定し併せて当該職員のうちからリーダー職員を指定するものとする。

(派遣職員の任務)

第6条 派遣された職員は、事件・事故の事実関係等の把握、児童・生徒及び保護者への対応、警察等関係機関との連絡調整を行い、事象解決のための指導、助言又は支援を行う。

(庶務)

第7条 緊急支援チームの庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、緊急支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第21号

奈良市教職員研修推進懇話会開催要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教職員研修推進懇話会開催要綱

(開催趣旨)

第1条 本市における教職員研修の効果的かつ円滑な推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市教職員研修推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年間研修計画に関すること。
- (2) 研修実施上の諸課題に関すること。
- (3) その他、教職員研修の推進に関し教育長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 奈良市立学校園の教職員
- (3) その他教育長が適当と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、教育支援課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第22号

奈良市特別支援教育連携会議開催要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市特別支援教育連携会議開催要綱

(開催趣旨)

第1条 特別支援教育を推進し、関係機関の連携のもと乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育的支援を行うための総合的な支援体制の整備充実に向けて、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市特別支援教育連携会議（以下「連携会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 連携会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒にかかわる関係機関の連携による支援体制整備の推進に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握並びに関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 特別支援教育の教育内容・指導及び教職員の専門性の向上に関すること。
- (4) その他特別支援教育の推進に関すること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから連携会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者

- (3) 保健福祉関係者
- (4) 労働関係者
- (5) 奈良市立学校園の教職員
- (6) 奈良市立保育園の職員
- (7) 奈良県立養護学校の教職員
- (8) 福祉施設関係者
- (9) 障がい児（者）親の会代表
- (10) その他教育長が必要と認める者

(運営)

第4条 連携会議の参加者はその互選により連携会議を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認められるときは、連携会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要と認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、連携会議の参加者及びその他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、教育相談課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市教育相談運営会議開催要綱を次のように定める。
平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育相談運営会議開催要綱

(目的)

第1条 小学校就学前から高等学校卒業後までの幼児、児童及び生徒に心理的・教育的支援を行うための総合的な教育相談体制の整備充実に向けて、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市教育相談運営会議（以下「運営会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 運営会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育相談業務に関すること。
- (2) 不登校及び特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の支援に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから運営会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健・福祉機関関係者
- (3) 奈良市立学校園の教職員
- (4) その他教育長が必要と認める者
(運営)

第4条 運営会議の参加者はその互選により運営会議を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認められるときは、運営会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、教育相談課において処理する。
(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市特別支援教育検討会議開催要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市特別支援教育検討会議開催要綱

(開催趣旨)

第1条 平成22年度に奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会の提言に基づき、支援の必要な児童生徒への指導上の問題の再発防止と教員の指導力の向上のための方策及び今後の奈良市の特別支援教育の在り方について外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市特別支援教育検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援の必要な児童生徒への指導上の問題の再発防止に向けた取組に関すること。
- (2) 特別支援教育にかかわる教職員の専門性の向上に関すること。
- (3) 今後の奈良市の特別支援教育の在り方に関すること。
- (4) その他奈良市の特別支援教育の充実に関すること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから検討会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 奈良県立特別支援学校の教職員
- (4) 奈良市立小中学校長会特別支援教育部会長

(5) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して検討会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 検討会議には互選により検討会議を進行する座長を定める。

2 教育長は、必要と認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要と認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、検討会議の参加者及びその他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 検討会議の開催期間は、5年を目途とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育相談課において処理する。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月30日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(部長及び事務局に置く理事の専決事項)」に改め、同条中「部長」を「部長及び事務局に置く理事」に改める。

第6条を次のように改める。

(学校長及び幼稚園長専決事項)

第6条 学校長及び幼稚園長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

学校長及び幼稚園長共通

(1) 学校施設使用料の減免

学校長

(1) 1件500万円未満の支出負担行為の決定

(2) 支出命令書の発行

幼稚園長

(1) 一時預かりの承認及び取消し

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。
(看護専門学校長専決事項)

第7条 看護専門学校長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
- (2) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- (3) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理
- (5) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (6) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理(看護専門学校の所管に係る事項に限る。)

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月30日揭示済)

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第19号

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則
奈良市就学指導委員会規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市教育支援委員会規則

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市教育支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒等の適切な教育支援を行うため、奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に就学しようとする者並びに在学する児童及び生徒で、障害等により特別な支援を必要とする者の就学指導に関すること。
- (2) 障害等により特別な支援を必要とする幼児並びに前号の児童及び生徒(以下これらを「障害児」という。)の一貫した教育支援に関すること。
- (3) その他必要な事項

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 関係行政機関の職員

第4条第1項中「1年」を「2年」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

第6条第3項中「議長」を「委員長」に改める。

第7条第1項中「障害児」を「第2条第1号に規定する者」に改め、同条第2項中「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改める。

第10条中「教育長」を「委員長」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額5,000円とする。ただし、医療行為を伴う会議の場合の医師の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程を次のように告示します。

平成27年3月27日

奈良市農業委員長 大西崇夫

奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市農業委員会(以下「委員会」という。)が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)、農地法施行令(昭和27年政令第445号)及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)に定めるもののほか、その記載内容の点検及び補正(以下「点検等」という。)並びに記録内容の公表等(以下「公表等」という。)に関する事項を定め、もって委員会の業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」(平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知)1の(1)及

び(2)に示された記録事項について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

第3条 委員会は、農業委員会委員選挙人名簿の調製の時期に農地台帳の点検等を実施するものとする。

2 農地台帳の記録事項のうち、世帯及び農地等所有者の状況については、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うものとする。この場合において、固定資産課税台帳との照合は年1回、住民基本台帳との照合は月1回行うものとする。

3 農地台帳の記録事項のうち、法第30条に基づく農地の利用状況調査並びに法第32条及び第33条に基づく利用意向調査及び遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

(随時補正の実施)

第4条 前条による点検等のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

(点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を委員会に置き、農業委員会事務局長をもって充てるものとする。

(記載内容の公表等)

第6条 農地台帳及び農地に関する地図の公表は、法第52条の3に基づき、インターネットによる公表及び窓口での公表等の方法により実施する。

(インターネットによる公表)

第7条 農地台帳及び農地に関する地図に係るインターネットによる公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。この場合において、農業委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、インターネットで公表する農地台帳の記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧又は提供を希望する者(以下「請求者」という。)からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面(以下「農地台帳記録事項要約書」という。)の写しを閲覧させ、又は交付することにより実施する。

(農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧の請求情報等)

第9条 請求者は、前条の規定により農地台帳の情報の閲覧又は提供を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下「請求情報」という。)を提供しなければならない。

- (1) 請求人の氏名又は名称及び住所
- (2) 請求に係る農地の所在及び地番
- (3) 写しの交付を請求する場合にあっては、請求に係る

書面の通数

(請求の方法等)

第10条 請求者は、請求情報を記載した書面(別記第1号様式。以下「請求書」という。)を農業委員会に提出する方法によりしなければならない。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第11条 農地台帳記録事項要約書は、別記第2号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第12条 農地台帳の閲覧は、農業委員会事務局職員の面前でさせるものとする。

(手数料の徴収)

第13条 農地台帳記録事項要約書を交付する際及び農地台帳の閲覧の際は、請求者から手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の額は、農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧に要する実費その他一切の事項を考慮して条例で定めるものとする。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第14条 委員会は、農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構(以下「機構」という。)に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合は、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

3 機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第10条関係）

農地台帳

閲覧
記録事項要約書交付

請求書

※太線のなかに記載してください。

窓口に来られた方 (請求人)	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	使用目的		
請求する農地の所在・地番		請求通数 (要約書交付の場合は記入)	
※該当事項の□にレ印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 記録事項要約書交付			
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

第2号様式（第11条関係）

農地台帳記録事項要約書

平成 年 月 日
奈良市農業委員会

所 在				
地 目	登 記		現 況	
面 積	登 記		現 況	
地域区分	農振法			
	都市計画法			
	生産緑地法			
所 有 者	農地に関する 意向			
耕 作 者 (賃 借 者)	整理番号			
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類		
		存続期間		
農地中間管理	中間管理権			
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果		
	利用意向調査	調査結果		
	措置の実施状況			

(平成27年3月27日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第12号

平成27年3月20日、奈良市議会広報広聴委員会の 山 中 益 敏 委員が辞任したので、同日、高 杉 美根子 議員が同委員に就任しました。

平成27年3月20日

奈良市議会議長
土 田 敏 朗
(平成27年3月20日揭示済)

奈良市議会告示第13号

本日、次の者が奈良市議会広報広聴委員会の委員長に当選しました。

平成27年3月20日

奈良市議会議長
土 田 敏 朗

委員長 高 杉 美 根 子

(平成27年3月20日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月20日

奈良市災害対策本部長
仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示
奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

第2条の表本部事務局の項の次に次のように加える。

総務対策部	総務対策班、会計・契約班、調査班
-------	------------------

第2条の表保健救護部の項中「救護班、保健班」を「保健救護班」に改め、同表被災調査部の項を削る。

第4条第4項中「及び消防局長」を「、教育長、消防局長及び公営企業管理者」に改める。

別表第1本部事務局の部統括班の項を次のように改める。

統括班

- 1 本部の設置及び運営に関すること。
- 2 本部の庶務に関すること。
- 3 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。
- 4 県本部への連絡及び報告に関すること。
- 5 自衛隊等への応援要請に関すること。
- 6 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。
- 7 被害状況のとりまとめに関すること。
- 8 応急対策活動の調整に関すること。
- 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。
- 10 防災行政無線の運用に関すること。
- 11 災害時の広報（安否情報の広報を含む。）及び広聴に関すること。
- 12 記録写真の作成及び保存に関すること。
- 13 報道機関との連絡に関すること。
- 14 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。
- 15 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。
- 16 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること。
- 17 その他各部に属さない事務の調整に関すること。

別表第1本部事務局の部支部班の項中「救護班」を「保健救護班」に改め、同部の次に次のように加える。

- | | |
|--|------------------------------|
| | 1 被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関すること。 |
| | 2 職員の動員及び配備に関すること。 |
| | 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関すること。 |

総務対策部	総務対策班	4 職員の衛生管理のとりまとめに関する事。	
		5 来庁者等の安全確保に関する事。	
		6 災害視察者及び見舞者の対応に関する事。	
		7 通信及び通話の確保に関する事。	
		8 物資車両等の調達及び確保に関する事。	
		9 災害用車両の配車に関する事（庶務班に属するものを除く。）。	
		10 庁舎及び所管施設の応急復旧に関する事。	
		11 情報設備の応急対策に関する事。	
		12 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。	
		会計・契約班	1 災害にかかわる義援金等の管理に関する事。
			2 災害予算の執行に関する事。
		調査班	1 被害家屋に係る調査に関する事。
	2 災証明書発行に関する事。		
	3 市税の減免等生活相談に関する事。		
	4 文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに県との調整に関する事。		
5 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。			

別表第1 保健救護部の部救護班の項を次のように改める。

保健救護班	1 被災者の健康管理に関する事。
	2 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。
	3 飲料水及び食品衛生に関する事。
	4 愛がん動物の収容対策に関する事。
	5 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
	6 救護所の開設に関する事。
	7 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関する事。
	8 市立奈良病院との連絡調整に関する事。
	9 保健救護班員の配備に関する事。
	10 市医師会等との連絡調整に関する事。
	11 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関する事。

別表第1 保健救護部の部保健班の項を削り、同表支援対策部の部生活支援班の項中「要援護者」の次に「及び要配慮者」を加え、同表被災調査部の部を削る。

別表第2 本部事務局の項中
 「部長付 財務部参事
 部長付 秘書室長
 部長付 染谷総合政策部参事（兼）総務部参事
 部長付 谷総合政策部参事（兼）市民生活部参事」
 を
 「部長付 染谷総合政策部参事（兼）総務部参事
 部長付 谷総合政策部参事（兼）市民生活部参事
 部長付 秘書室長
 部長付 財務部参事」
 に、「班長 危機管理課長
 副班長 人事課長」を
 」

「危機管理課
財政課
総合政策課
秘書課
人事課
奈良ブランド推進課
広報広聴課
行政経営課
FM推進課」
に、

「危機管理課
総合政策課
秘書課
広報広聴課
行政経営課
奈良ブランド推進課
財政課
FM推進課」
を

に改め、本部事務局の項の次に

次のように加える。

総務対策部	部長 総務部長 副部長 会計契約部長 (兼) 会計管理者 部長付 総務部参事 部長付 税務室長 部長付 会計契約部次長	総務対策班	班長 総務課長 副班長 人事課長	総務課 人事課 管財課 保健所・教育総合センター管理課 情報政策課
		会計・契約班	班長 指導監察課長 副班長 契約課長	指導監察課 契約課 技術監理課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 文化財課 埋蔵文化財調査センター

別表第2 基盤対策部の項中 「住宅課 農業委員会事務局」 を 「交通政策課 住宅課」 に改め、同表保健救護部の項中 「交通政策課 農業委員会事務局」

「部長付 岡田市民生活部参事
部長付 保健所次長
部長付 看護専門学校長」 を 「部長付 看護専門学校長
部長付 保健所次長」 に、

保健班	班長 保健総務課長 副班長 保健予防課長	保健総務課 保健・環境検査課 生活衛生課 保健予防課 健康増進課
救護班	班長 医療政策課長	医療政策課 救護班員

を

保健救護班	班長 保健総務課長 副班長 医療政策課長	保健総務課 保健・環境検査課 生活衛生課 保健予防課 健康増進課 医療政策課 救護班員
-------	-------------------------	---

に改める。

別表第2 支援対策部の項中 「部長付 保険医療室長
部長付 保健福祉部参事
部長付 子ども未来部参事
部長付 観光経済部参事
部長付 市民活動部参事」 を 「部長付 市民活動部参事
部長付 保健福祉部参事
部長付 保険医療室長
部長付 子ども未来部参事
部長付 観光経済部参事」 に、

「福祉政策課 障がい福祉課 福祉医療課 介護福祉課 長寿福祉課 子ども政策課 子育て相談課 こども園推進課 保育所・幼稚園課」 「福祉政策課 障がい福祉課 長寿福祉課 福祉医療課 介護福祉課 子ども政策課 子育て相談課 こども園推進課 保育所・幼稚園課」

「産業廃棄物対策課 環境政策課 エネルギー政策課 クリーンセンター建設準備課」 「環境政策課 エネルギー政策課 産業廃棄物対策課 クリーンセンター建設準備課」

急室長」を 「部長付 情報救急室長 部長付 参事」 に改め、同表水道対策部の項中「部長 公営企業管理者」を「部長 経営部長」に改め、同表避難所支援部の項中「部長 教育長」を「部長 教育総務部長」に、

「副部長 教育総務部長 副部長 学校教育部長（兼）教育センター所長 副部長 教育委員会事務局理事 副部長 会計契約部長（兼）会計管理者 副部長 議会事務局長 副部長 議会事務局長」 「副部長 学校教育部長（兼）教育センター所長 副部長 議会事務局長 副部長 教育委員会事務局理事」

「部長付 会計契約部次長 部長付 教育総務部参事 部長付 教育センター所長 部長付 教育センター次長 部長付 監査委員事務局次長 部長付 議会事務局次長」 「部長付 教育総務部参事 部長付 教育センター次長 部長付 監査委員事務局次長 部長付 議会事務局次長」 「地域教育課 学校教育課 会計課 指導監察課」 「学校教育課 地域教育課」 に、「議会議事

「図書館政策課 調査課」を「議事調査課」に、 契約課 を「図書館政策課」に改める。 技術監理課」

附 則

この告示は、平成27年3月20日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年3月20日から適用する。

(平成27年3月20日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。